

○根室市週休2日設定工事实施要領

令和6年3月11日訓令第7号

改正

令和7年2月28日訓令第3号

根室市週休2日設定工事实施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、根室市が発注する土木工事における週休2日設定の推進に向け、週休2日による施工の実施方法、その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、月単位の週休2日とは、次項に規定する対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態を、通期の週休2日とは、次項に規定する対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

2 対象期間とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日（各種仮設物を撤去し、現場の清掃を完了した日）までの期間をいう。ただし、次の各号に掲げる期間を除く。

- (1) 年末年始6日間（12月29日から1月3日まで）
- (2) 夏季休暇3日間
- (3) 工場製作のみを実施している期間
- (4) 工事全体を一時中止している期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）

3 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業も含めて1日を通して現場作業を行っていない日をいう。

4 月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月毎の現場閉所日数（降雨、降雪等による予定外の現場閉所日を含む。）の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月はその月の土曜日・日曜日の合計日数以上の閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

5 通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の水

準に達する状態をいう。

(対象工事)

第3条 対象とする工事は、市長が週休2日による工期設定を行った工事（準備・後片付け期間及び不稼働日（休日、降雨・降雪日その他の要因による作業不能日）を適正に見込んだものに限る。）とする。ただし、災害復旧工事、緊急対応工事、工期末に制限のある工事、維持修繕工事、契約上の工期の大半が工場製作で現場作業が比較的短期施工である工事等週休2日による施工の実施に適さない工事は除くものとする。

(発注方式)

第4条 受注者が、工事着工前に、発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む、受注者希望方式とし、対象工事の特記仕様書等へ記載するものとする。

(実施における留意事項)

第5条 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保及び入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工の実施に当たっては、その趣旨に沿うよう努めるものとする。

2 週休2日の確保の取組状況に関わらず、工事成績評定において加点や減点等の措置は行わないものとする。

3 受注者は、計画的な休日の取得に努めるものとするが、現場の進捗状況等から降雨、降雪等による予定外の休工日を休日とすることもできるものとする。

4 受注者は、地元対応、緊急対応等やむを得ない場合は、監督職員と協議の上、振替休日等により休日を取得することができるものとする。なお、現場閉所日に現場内の安全確認等が必要な場合は、最低限の人員により対応するものとする。

5 発注者は、週休2日による施工が適切に実施されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの関係書類（日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等）の提示により確認を行うものとする。

6 発注者は、災害対応等の緊急時を除き、休日の前日等に休日の作業が発生するような指示等は行わないものとする。

7 月単位の週休2日が達成できない場合においても通期の週休2日による施工に努める。

8 対象とする工事の当初予定価格から月単位の4週8休を前提とした経費の積算を行い、現場閉所の達成状況の結果、月単位の4週8休に満たない場合は履行状況に応じて減額

の設計変更を行う。

- 9 前項に規定する減額補正対象経費は、土木工事における労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費とする。なお、労務費の補正が明らかになっていない単価などについては補正の対象としない。

（その他）

第6条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者間の協議により定めるものとする。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正後の根室市週休2日設定工事実施要領の規定は、施行日以降に行われる公告又は指名通知を行う入札について適用し、施行日前に行われた公告又は指名通知を行う入札については、なお従前の例による。